

景観法届出の手続きと流れ 景観法第 16 条、中津市景観条例第 7 条、11 条

景観形成方針適合協議 正副 2 部 着工 60 日前まで

- ① 景観形成方針適合協議書（様式第 1 号）
- ② チェックシート
（項目すべてチェック☑し、配慮した内容を全て記入してください「該当なし」等）
- ③ 色彩計画書（図面にマンセル値明示）
- ④ 現況写真（撮影位置を明示）
- ⑤ 図面
建築物・工作物の場合：位置図、配置図、平面図、求積図等、
完成イメージ図（パースまたは着色した立面図等）
開発行為等の場合：位置図、現況図、計画図、縦断面図横断面図、構造物詳細図、
完成イメージ図（パースまたは着色した立面図等）、求積図等
- ⑥ 委任状

↓ 協議終了後

景観法による届出 正副 2 部 着工 30 日前まで

- ① 景観計画区域内における行為の届出書（様式第 2 号）
（協議時と変更がなければ上記②～⑥の再度添付は必要ありません）



《適合通知》 届出の内容が景観形成基準に適合しているときに通知します。

↓ 着工

完了届 正副 2 部 工事完了後 7 日以内

- ① 完了届（第 5 号様式）
- ② 位置図
- ③ 完成写真（外観）

様式は中津市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city-nakatsu.jp/doc/2011100600074/>

中津市景観計画

<http://www.city-nakatsu.jp/doc/2014040100864/>

※提出前の書類の確認、郵送での受付も行っています。事前にご相談ください。



中津市 まちづくり推進課
〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3
☎ 0979-22-1111 0979-62-9032（直通）
fax 0979-24-7522
machidukuri@city.nakatsu.lg.jp